



令和7年1月23日

ダイバーシティ推進室	
担 当 者	室長 生田浩子
電 話 番 号	0869-22-3922（直通）

「瀬戸内市ダイバーシティ社会を推進する条例（案）」を答申します

平素は、ダイバーシティ社会の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市では、令和6年5月28日に瀬戸内市男女共同参画推進審議会に諮問のあったダイバーシティ社会を推進するための条例について、慎重に審議を重ねた結果、「瀬戸内市ダイバーシティ社会を推進する条例（案）」を作成しました。この条例（案）について、下記のとおり瀬戸内市男女共同参画推進審議会から市長へ答申しますので、お知らせします。

記

1. 日 時 令和7年1月27日（月）16：30～17：00
2. 場 所 瀬戸内市役所 市長室
3. 出席者 市長、瀬戸内市男女共同参画推進審議会会長
4. 条例の内容 ダイバーシティ社会推進の目的、定義、基本理念を定めるとともに、推進体制の整備や市、市民、事業者の責務、差別的取扱いの禁止、基本計画の策定や相談及び苦情の対応など。